



会長 小野寺 伸 浩
幹事 及 川 昭 宏
会報 猪 股 育 夫

例会場 ホテルサンシャイン佐沼 ☎22-8180 FAX22-0327
例会日 毎週木曜日 12:30~13:30
事務所 ホテルサンシャイン佐沼 ☎22-8180 FAX22-0327

第2756回例会 2020. 10. 15 No.14

本日の出席率

・本日の出席率 78.72%

ニコニコボックス

- ・小野寺伸浩会長 朝夕の気温もぐっと下りました。あつがりには最高の季節ではありますが、体調管理をお願いします。佐竹孝行会員のスピーチにご期待いたします。
- ・阿部泰彦会員 佐竹孝行会員のスピーチを楽しみに。10月12日(月)南三陸復興祈念公園に、西宮ロータリークラブの皆さんで椿の植樹を行いました。ご苦労様でした。
- ・佐竹孝行会員 本日のスピーチ、よろしくお祈りします。
- ・布施孝之会員 佐竹孝行会員のスピーチに期待して。
- ・飯塚仁哉会員 佐竹孝行会員のスピーチは、商売上登記とか会社の参考となるお話でためになります。
- ・佐藤幸一会員 佐竹孝行会員のスピーチにご期待いたします。
- ・江川元徳会員 この頃、まわりで健康を害する方がいます。皆さん“健康第一”
- ・八谷郁夫会員 佐竹孝行会員のスピーチ楽しみです。
- ・菅野幸一郎会員 佐竹孝行会員のお話、とても楽しみにしております。
- ・高田次雄会員 佐竹孝行会員、本日はどんなお話かな、大変楽しみにしております。
- ・菅原文之会員 佐竹孝行会員のスピーチを楽しみに。全仕事をキャンセルして食事とスピーチを楽しみに来ました。
- ・遠藤光則会員 佐竹孝行会員のスピーチ、ゴールドタン(金のペロ)でお願い致します。
- ・山田正会員 佐竹孝行会員の専門的なスピーチを楽しみにしております。
- ・富士原裕子会員 佐竹孝行会員の久しぶりのスピーチ、楽しみにしております。

- ・伊藤幸子会員 秋本番、朝・晩・気温の変化に気をつけて。本日のスピーチに期待しています。
- ・二階堂恭子会員 秋晴れの今日のスピーチ、佐竹孝行会員のお話楽しみです。
- ・及川昭宏幹事以下 本日のスピーチに期待して。
佐々木崇会員 千葉吉男会員 氏家良典会員
猪股育夫会員 佐々木源悦会員 岩淵正彦会員
熊谷敏明会員 高橋利光会員 布施孝尚会員
武川毅会員 岩淵栄市会員 杉田広仁会員
佐藤早智子会員 及川富男会員 佐々木淳会員
後藤和人会員 及川長五郎会員 志賀昭洋会員
以上、ありがとうございました。

会長要件 小野寺伸浩会長

朝夕は10度を下回るようになり、晩秋を迎えようとしています。皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

今月は「経済と地域社会の発展月間」です。昨日、七十七銀行米谷支店の閉行イベントの撮影に行ってきました。母が米谷小学校に長く勤務していて、夏休みは米谷小学校のプールで泳ぎました。もう亡くなりましたが、叔母も住んでおり、たぶん小学4年生だったと思いますが、気が抜けたビールをアルコールが抜けたからと言われて飲まされ、アルコールに酔った記憶もあります。

特別な思い出のある米谷の銀行が惜しまれつつ閉行するのは残念ではありますが、これも時代の流れかと思えます。菅政権になり地銀の合併促進が重要政策となっています。これには、中小企業の再編とも連動しているようです。もしかすると国が大きく変わる時期にきているのかもしれませんが。

そのような中で、私たちロータリアンも世の中の変

化に柔軟に対応し、「変えて良いこと」「変えてはならないこと」をしっかりと考え行動していきたいと思っています。

本日は、佐竹孝行会員のスピーチです。政府の掲げるデジタル化などへの対応等お聞かせいただければありがたいです。スピーチに期待しています。

幹事報告 及川昭宏幹事

- ・大船渡RCより
創立50周年記念式典・祝賀会縮小開催のお知らせ
- ・川崎大師RCより、会報が届く

各委員会報告

- ・ロータリー財団委員会
会員の皆さんにロータリーに関する情報をお知らせするため、ファイルを各テーブルに置いています。今回は、職業奉仕、社会奉仕に関する情報をたしましたのでご覧下さい。
年次寄付へのご協力をお願い致します。
- ・元震災復興特別委員会(阿部泰彦委員長)
10月12日(月)南三陸復興祈念公園が全面開園となりました。震災以来ずっと復興にご協力いただいている西宮RCから7名の方が来町、椿の植樹を行いました。急でしたが、小野寺伸浩会長、二階堂恭子会員も参加いたしました。ご協力ありがとうございました。

今週のスピーチ

「最近の法律事情」 佐竹孝行会員
民法改正(直接かかわっているもので、既に改正、施行されています。)

○2020年4月1日施行

(1)短期消滅時効の廃止

職業別の短期消滅時効を原則5年とした。

今までは、時効は職種によって決まっていた。例えば、飲み屋さんであれば1年、我々の仕事は3年というように、いちいち表を見ないとそれぞれの時効時間が分かりませんでした。普通お金の貸したりの場合は10年という部分がありますけれども、短時消滅時効は一応5年となりました。ただ、そういう請求する権利の人が全くわからないという時は、また10年になりますが、分かる場合には一応5年になるというように制度が変わりました。

(2)法定利率を年5%から年3%に引き下げた。

確かに年5%というのは高いですね。定期にしたってとても低い中で、要するに何にも取り決めをしない時は法定利率となります。

利息には「法定利息」と「約定利息」があります。何にも取り決めない時は法定利息。約定利息は、金を貸す場合の利息は、利息制限法の範囲内であれば決めることができます。無利息でもそういった約束をしたので約定利息となります。お金を貸したけれども利息については何ら定めない場合、利息を請求出来るのは5%だったのですが3%になりました。

(3)連帯保証人の公正証書化

会社を創るのに公証人の認定が必要です。

(4)建物について賃貸借の借主は、通常損耗や経年変化について原状回復する必要なし。

今までは敷金の中からいたんだ部分の修理費用として引かれていたのですが、これがトラブルのもととなったりしていましたので、通常損耗、経年変化については原状にもどす必要がなくなりました。

(5)契約において瑕疵担保責任から契約不適合に変更
瑕疵担保責任という用語がなくなりました。契約が成立した後で不適合即ち予測外の欠陥が生じることで、契約不適合という用語に変わりました。

○2020年7月10日施行

(1)法務局における遺言書の保管等に関する法律

遺言書には「公正証書」と「自筆証書」があります。「公正証書」は公証人が作り法務局に保管されます。作成の際2人の保証人が必要となります。公証人役場は日本全国にありますので、なくなっても再発行してくれます。「自筆証書」は、書いてどこに保管しているか、亡くなった人はいない訳ですからどこに保管しているか分からない、又、渡されていてもどの場所にしまったか忘れてしまうことがあります。「自筆証書」を本人が家庭裁判所に持って検認手続をすれば保管してもらえます。分局ですと検認手続は必要ありません。登米の法務局でも保管してくれます。気持ちが変われば何回も書き直しをしてもよく、最後のものが有効となります。

エンディングノートの活用、エンディングノートには附言事項もあり、遺言による寄付も記載されていることが最近よくあります。

遺留分という制度もあります。子供だから最低限度もらえる権限で、全体の半分が遺留分で法定相続人で分けます。1年以内に請求しなければなりません。現実には遺留分の主張はほんとうに少ないです。

(2)配偶者居住権の創設(2020年4月1日施行)

配偶者が住む場所を追い出されないようにする制度です。

○成年年齢の引下げ、18歳成年(2022年4月1日)

(1)施行日において18歳以上20歳未満である者は、一斉に成人になる。

(2)女性の婚姻開始年齢を16歳から18歳に上げる。

○成年年齢の意義

(1)法定代理人の同意がなくても契約等の法律行為を単独で行える。

(2)父母の親権に服さない。

相続登記制度の改定案

○遺言分割協議を10年以内にする。罰則化

○土地所有権放棄制度を認める。

コロナ禍で経済対策として、持続化給付金制度があります。令和3年3月15日が期限となっていますが、あいまいな制度で、あいまいな申請というように、あいまいなままにやっているので色々問題点が出てきております。又、印鑑制度の廃止、社会デジタル化についても議論されております。

— 以下、紙面の都合上割愛させていただきます。